『表現文化』投稿規定

- 1. 本誌への執筆資格は、原則として、大阪公立大学文学研究科表現文化学教室所属の教員、大学院生、 学生および大学院修了者、学部卒業生とする。ただし編集委員会が許可した場合、あるいは、特に 原稿を依頼する場合はこの限りではない。
- 2. 本誌掲載論文は表現文化学の対象領域を扱うものに限る。
- 3. 投稿された論文については査読を行い、編集委員会が採否を決定する。採用にあたっては、編集委員会が書き直しを求めることがある。
- 4. 使用言語は問わないが、母国語以外の言語で執筆される論文の場合には、あらかじめネイティブ・スピーカーのチェックを受けること。
- 5. 投稿原稿は原則として未発表のものでなければならない。ただし口頭発表のみが先行している場合 は投稿可とする。
- 6. 論文の長さは日本語で 16000 字~ 24000 字以下とする。
- 7. 研究報告(研究ノート)は日本語で12000字~20000字以下とする。
- 8. エッセイは日本語で6000字~12000字とする。
- 9. 資料は日本語で 12000 字~ 24000 字とする。
- 10. 原稿は手書きではなくパソコン等を用いて作成し、入稿は電子データで行うこととする。
- 11. 原稿中に著作権処理を必要とする図版・譜例などの引用がある場合には、著者が責任をもって行うものとする。
- 12. 本誌に発表された論文等の著作権は、著者に帰属する。なお、編集委員会は、本誌に掲載された論文等について、著者に許諾を得ることなく、学術情報公開の目的のために電子データ等の形で刊行する権利を保留するものとする。
- 13. 原稿の執筆に際しては、編集委員会で作成した「執筆要項」を参照すること。